

II 研究の成果と学校事務の課題について

全都道府県、市区町村にわたる調査により、現在の学校事務や事務職員に関する事項についての取組状況や意識、進展状況やその理由が広く把握できた。

1 学校事務の共同実施について

学校事務の共同実施を行っている市区町村は約5割であり、また、実施に向けて検討中という回答も9.5%と漸次広がっているが、未だ、全国的に普及した状況となっていない。この背景として、日本全体では人口規模が比較的小さい自治体が多い。さらにごく小規模な自治体になれば所管する全学校での事務処理状況を教育委員会が容易に把握でき、共同実施の必要性を感じないということなども考えられる。

学校事務の共同実施を推進・導入している県・市区町村では、従来個々の学校レベルで行われてきた事務の処理能力を高めることができが主たる目的とされやすく、その範囲内では有効と認識されている現状がうかがえる。

今後、学校事務の共同実施に対する教育委員会側の有用感を総合的に高めていくためには、教員の事務負担軽減及び学校のマネジメント力強化等、学校運営改善や地域の教育行政施策に対して共同実施がどのように貢献できるかが一つのポイントになるものと思われる。

また、学校事務の共同実施施策の多様な展開のありようを考察していく上では、センター方式や校種別連携等も含めて、こうした機能的な区分による実施事例や実施内容について、リーダーに与えられた職務権限等と併せながら、丹念な分析や検証を継続して行っていくことが必要である。

2 事務職員の職務内容と事務長の役割について

事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」（モデル案等）の通知等を市区町村に出しているとしたのは、47県中27県で半数を超えていた。市区町村では、31.8%が「『標準職務表』等を制定」または、「県のモデル案等を準用している」と回答し、検討中を含めても34.7%であった。

副校长・教頭と事務職員との職務分担を明確にした通知等を出しているかとの質問に対しては、出しているという回答は1県のみであったが、副校长・教頭と事務職員との職務分担を明確にしていると回答した市区町村は、検討中を含めると2割弱ある。さらに詳しい分析が必要だが、「標準職務表」等は都道府県が通知等を出しても全県一対応にならない反面、副校长・教頭と事務職員の職務分担については、より学校に近い市区町村教育委員会において課題としての認識が強いと思われる。

市区町村において「今後、事務職員に期待する役割」として最も多いのが、「学校配当予算執行の適正化・効率化」（71.6%）で、続いて「学校徴収金会計処理の適正化・効率化」（59.1%）、「文書・資料等の整理・管理」（52.1%）、「教育環境の維持管理」（44.2%）となっており、学校財務の重要性が高まり、説明責任が問われるという時代を反映しているとも言える。都道府県での期待する項目の順位性は市区町村と同様の傾向を示しているが、各項目の期待率は全体的に高くなっている。その中でも特に、「教員の児童生徒に向き合う時間の確保」（74.5%）や「学校経営への参画」（72.3%）については市区町村の期待度との差が大きいと言える。

副校长・主幹教員等の新たな職種の配置が進められていくことが予想される中で、学校運営機能の向上に向け、その新たな職と事務長との職務分担を明らかにしていくことが必要である。

事務長の配置については、「学校における事務部門の長として配置」「大規模校（事務職員の複数配置校等）への配置」「小中連携校への配置」は合わせて46.7%（64市区町村）であるが、その内の多くは「共同実施の責任者として配置」と重なっている。今後も、共同実施の推進と強くかかわり、共同実施の機能の強化と事務長の権限等の拡充は、相互に関連しながら進められていくと考えられる。

市区町村における事務長の発令とその職務内容を明確にする規定の整備等が、学校運営や地域の教育行政にもたらす効果について、継続して検証していく必要がある。

3 学校の裁量権の拡大について

特に学校財務の視点から平成18年度からの経年変化を中心として分析ができた。

公費学校予算において、学校への予算配当方式については、「算定基準に基づいた配当」が6割と平成18年度調査とほぼ同程度である一方、「学校からの要求・査定等に基づいた配当」が平成18年度調査よりも減少している。また、算定基準を「引き下げた」市区町村がある一方で、「引き上げた」市区町村もあり、学校予算の削減傾向を見なおす傾向も見られる。

学校裁量予算制度については、文部科学省においても、「教育委員会の現状に関する調査」で継続的な調査を行っているが、全体的な導入率は現時点では不明であるものの、その目的において「学校の特色づくり」が3割強ある。また、「効率的な財務運営の推進」と同程度で「効果的な学校運営のための財政制度の確立」も目的とされている点が、今回調査で明確となった一つである。

私費学校徴収金について「ガイドラインがある」、学校徴収金会計の点検・指導を「実施している」と回答した教育委員会が前回よりも大幅に増加し、制度整備や関与が進展したことが確認できる。

また、今回新たに設問を加えた学校給食費の公会計化については、34.0%の教育委員会で実施されており、未納問題や督促への対応等の支援基盤を教育委員会が形成する方向性が一定程度推進されていると推測される。

4 事務職員の資質向上を図る研修について

都道府県・政令指定都市において事務職員に対する人材育成の方針があるのが3割、研修の指針・方針があるのは、4割という低い状況であった。

職員を育成し、能力を向上させ、職務に専念させることは、任命権者の責務である。この点から言えば、事務職員の資質向上や育成、その職の在り方や役割について、任命権者及び服務監督権者である県や市区町村が十分に検討・実施していない状況であることが明らかになった。

学校マネジメントの体制整備にとって効果的な事務機能を充実させるためには、事務職員の人材育成・資質向上は不可欠である。事務職員のキャリアデザインを描くことを含めて、事務職員の研修モデルカリキュラムの必要性を改めて確認した。地域における教育ビジョンの実現と学校マネジメントを担うことができる事務職員を育成するためには、その育成方針とともに必要な能力を明確にし、効果的な研修が実施できるよう、モデル案を示したり、制度の改善を働きかける必要がある。

5 地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールにおける事務職員の役割について

まず、学校運営協議会に係る加配校の事務職員の役割は次のとおりにまとめることができた。

学校運営協議会を円滑に進行する事務局としての役割は、協議会の企画運営、関係者や関係機関との連絡調整、開催の案内状作成・発送、出欠確認、資料作成、議事録作成・保管管理、予算の管理・運営・執行・処理、会場の設定から片付けまで、非常に多岐にわたっている。また、コミュニティ・スクールコーディネーターを補助したり、コーディネーターとなって、学校の支援ボランティア団体との調整を行っている。

さらに、学校評価では、自己評価や学校関係者評価にかかる事務を担っている。そして、地域への広報活動を行い、コミュニティ・スクールとして地域等に向けた情報（例えば、学校におけるホームページ・広報誌・学校運営協議会通信の作成など）の発信役となっていることが分かった。

今後も地域とともにある学校づくりでの事務職員の役割について調査研究を継続する必要がある。